

事業実績報告書

1. 補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

2. 令和3年度事業の概要

(1) 構成員や協力団体、地域（要配慮者）との関係性

札幌市住宅担当部門と市営住宅の入居募集事務などを担当している市住宅管理公社が共同で居住支援協議会事務局を担っており、その他札幌市関連部局、社会福祉協議会、URコミュニティ、住宅金融支援機構、民間不動産団体等が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化を図っている。

(2) 協議会の活動

■住宅・福祉部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組

- 居住支援協議会総会の開催
- 専門部会（相談窓口部会・企画検討部会）の開催
- 成年後見制度に係る勉強会の開催
- 居住支援法人が主催するセミナーや勉強会に参加
- 障がい者関連団体等との意見交換会の実施

■新たな住宅セーフティネット制度及び協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組

- 新聞広告
- 映画館でのPR
- ホームページの運営
- 居住支援ガイドブック・チラシの活用
- 見守り機器設置費等補助制度の実施

■入居前支援

- 相談窓口の運営

■入居中、死亡・退去時の居住支援

- 見守り機器設置費等補助金制度の実施

3. 活動実績等

■住宅・福祉部局間や協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組

- 居住支援協議会総会の開催
令和3年6月に開催
- 専門部会（相談窓口部会・企画検討部会）の開催

相談窓口部会：計4回開催し、相談事例の共有や課題の整理・検討を行った。

企画検討部会：計4回開催し、居住支援団体との連携体制の構築について検討した。

○成年後見制度に係る勉強会の開催

司法書士を招聘し、成年後見制度の勉強会を開催し、福祉部局や構成員との連携を図った。

参加人数：16名（相談窓口相談員、協議会会員）

○居住支援法人が主催するセミナーや勉強会に参加し意見交換を実施した。

○障がい者関連団体等との意見交換会を実施した。

障がい者相談支援事業所との意見交換会を開催し、障がいのある方からの住まい探し相談についての課題等を共有し、連携の方向性について協議した。

参加人数：14名（相談支援事業所、相談窓口相談員、事務局（札幌市、住宅管理公社）

■新たな住宅セーフティネット制度及び協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組

○新聞広告

北海道新聞折り込み広告「スマートシニアライフ」へ掲載。

○映画館でのPR

シアタースタッフサンプリング（映画館でのチラシ配布）にて、みな住まいる札幌のチラシを配布。

○ホームページの運営

○居住支援ガイドブック・チラシの活用

全区の民生委員へ「さっぽろ居住支援ガイドブック」とみな住まいる札幌のチラシを配布。

「広報さっぽろ」3月号（テーマ「私らしい生き方～人生のエンディングまでを考える」）へ掲載。

○セーフティネット住宅登録促進に向けた見守り機器設置費等補助制度の実施

予算：3,000千円（100戸分） 実績：10件97戸合計2,910千円

■入居前支援

○相談窓口の運営

高齢者等の住宅確保要配慮者の住まいに関する様々な困りごとをサポートするために、相談者の希望に沿った住宅情報等の紹介、生活支援サービスの紹介、福祉相談窓口の紹介を行った。

<相談窓口概要>

設置場所：札幌市中央区北1条西2丁目9 オーク札幌ビル1階

開設日：令和2年4月21日（火）

受付時間：平日（月～金） 10時から16時まで

相談体制：業務管理責任者1名、相談員2名の3名体制

■入居中、死亡・退去時の居住支援

○見守り機器設置費等補助金制度の運営

セーフティネット住宅を対象に、見守り機器及び取り付け費用等を補助することで、高齢者等が安心して暮らすことができ、かつ貸主も安心して住宅を貸し出せる住環境づくりを支援。また、セーフティネット住宅の登録促進も図った。

実績：10件97戸 補助金額 2,910千円（再掲）

※10件とも当補助金を活用するためセーフティネット住宅への新規登録を行ったため、当補助制度により、登録促進につなげることができた。

■効果

これまで、あまり連携の機会が少なかった金融・不動産関係団体とのつながりが構築され、連携を深めるとともに、住宅確保要配慮者の状況等を共有することで、民間賃貸住宅等の入居の円滑化に向けた支援を進められた。

また、居住支援相談窓口において、高齢者に限らず障がい者、低所得者、子育て世帯など、様々な理由で住宅の確保が困難な方々に対し、住宅情報等の提供をすることで、札幌市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりの貢献に寄与した。

4. 課題及び令和4年度に向けて

今後も、様々な生活支援サービスを提供する団体との連携を深めていくことが重要である。特に、高齢者等への貸し渋りの原因となっている保証人や身元引受人の有無や葬送、残置家財処分等に対する民間賃貸住宅事業者の不安を解消するため、家賃債務保証会社や死後事務委任契約サービス提供者などとの連携を深め、相談窓口で適切な情報を提供し、貸主と入居者をつなぐコーディネート機能を充実させていく必要がある。

また、居住支援関連団体等との連携を深めることで、住宅確保要配慮者へのサポート体制の構築を進めていきたい。

相談窓口の運営をしていく上で認識した課題については、多種多様な相談に対応できるよう相談員のスキルアップが必要なことである。また、相談内容によっては窓口だけでは解決することが難しい問題もあり、関係機関との連携強化を図る必要がある。そこで、令和3年度では、相談員のスキルアップのための研修や関係機関との意見交換会などを開催し、相談窓口の機能強化に努めたところではあるが、令和4年度でも引き続き相談窓口機能を充足していくためにも、各種研修等に取り組んでいきたい。

今後も、多くの住宅確保要配慮者に相談窓口を利用していただけるよう相談機能の充実を図っていきたい。

〈令和4年度 活動内容〉

- ・相談窓口の運営と相談員のスキルアップ
- ・居住支援に関する連携の強化、情報交流
- ・普及啓発、広報活動
- ・セーフティネット住宅の登録促進
- ・見守り機器設置費等に対する補助制度の実施